

社会福祉法人長野南福祉会
認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
「グループホームこもれ陽栗田」 運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野南福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活介護が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう援助・支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応共同生活介護及び指定予防認知症対応型共同生活介護の事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 介護従事者は、指定認知症対応生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供方法に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととする。
- 4 専門職としての責任を自覚し、常に誠意を持って質の高いサービスができるよう研鑽し、サービスの管理、評価を行う。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 入居者の地域社会への関わりを支援していくために、家族や事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等による運営推進会議を実施する。又、本事業所は2ヶ月に1回運営推進会議を実施し、活動状況を報告し、運営推進会議から評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称はグループホームこもれ陽栗田とする。

二 所在地 長野市栗田732番1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤兼務職員)

管理者は業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

二 計画作成担当者 2名(常勤兼務職員)

計画作成担当者は、当該事業入居者の必要に応じて適切な介護計画を作成し、介護職員に指示を行いそれに沿った介護を実践させる。また、連携する各種社会福祉事業、医療機関との連絡、調整を行う。

三 介護従事者

15名

(介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- ① 食事、入浴、排泄、着替え、口腔衛生、整容等の身の回りの介護支援。
- ② 買い物、家事等の日常生活の中での機能訓練。
- ③ 日常生活上、利用者自身が行うことが困難な世話。
- ④ 利用者の必要に応じた相談、援助。
- ⑤ 趣味、嗜好に応じた活動支援。
- ⑥ 家族との交流支援。

(事業所の入居定員)

第7条 事業所の入居定員は1ユニット9名、2ユニット18名とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 入居対象者は、要支援2及び要介護者であって、医師より認知症の診断を受け、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害の恐れがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療の必要のないこと。
 - ④ 他の入居者に伝染する疾患のないこと。
- 2 利用後、入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関

と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な支援をおこなうよう努める。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。また、すでに介護計画が作成されている場合には、その介護計画に沿った認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

二 介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該サービス計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

三 事業所は、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(利用料金等)

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 家賃 36,000 円/月

② 食費 36,000 円/月 ※月 30 日の場合

(単価 朝食 280 円、昼食 500 円、夕食 370 円、おやつ 50 円)

③ 光熱水費 21,000 円/月

(ただし、夏季 7 月～9 月及び冬季 12 月～2 月は 23,000 円)

2 その他日常生活において必要となる費用で、入居者が負担することを適当と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- ・医療に関する費用
- ・理美容料金
- ・日用品費(衣類、歯ブラシ、紙おむつ、化粧品等)
- ・個人的に使用する医療品
- ・個人的に使用する介護用品
- ・個人的に購読する新聞、雑誌などの購読料
- ・外出費
- ・レクリエーション費(材料費、入場料等)

3 上記における費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する文書に署名を受けるものとする。

4 月の途中における入退所については、入退居日を含めた利用日数分での日割り計算により清算する。

5 外泊等の場合の食事代は、欠食分として減算する。ただし、家賃、光熱水費

については定額での請求とする。

- 6 本事業サービス利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関振替口座等によって支払うものとする。

(医療対応)

第11条 医療機関の選定は、入居者及び家族、代理人との相談の上進めるものとする。

その際、入居者が在宅生活時に利用していた医療機関に継続して係ること、往診を行っている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。

- 2 入居者の医療機関への受診対応については、原則家族等にて行うものとする。
- 3 入居者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(利用者の入院中の取扱い)

第12条 管理者は、入居者が病院又は診療所に入院の必要が生じた場合、概ね3ヶ月以内に退院できることが明らかに見込まれる時は、利用者の希望を踏まえて、必要に応じて日常生活上の必要な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、再び当事業所に円滑に入居できるものとする。

(利用者年金等管理委託契約)

第13条 入居者からの年金等の預かりについては、別紙「預かり金等管理委託契約書」の締結に基づき、安全かつ厳正な方法により保管管理するものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について管理者を定め、年2回定期的に避難、救出訓練を行い、従業者に周知する。

(衛生管理及び従事者等の健康管理)

第15条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に努めるものとする。

二 事業所は、従業者に対し、感染者等に関する基礎知識の習得に努めさせるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(身体拘束及び虐待の防止)

第16条 従業者は入居者の身体拘束を行わない。なお緊急やむを得ず、一時的に行う必要がある場合については、検討会を開き身体拘束に替わる方法等を記録する。

二 従事者は、高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律を遵守し、いかなる虐待の行為も行わない。

(秘密保持等)

第17条 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

二 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

(苦情解決)

第18条 介護者は入居者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置いて解決に向けて調査を実施し、入居者及び家族に対する説明並びに記録を整備し、報告等の必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第19条 本会は入居者に対するサービスの提供によって賠償する責を伴う事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1週間以内

二 繼続研修 年2回

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等必要な帳簿類を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、本会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。